

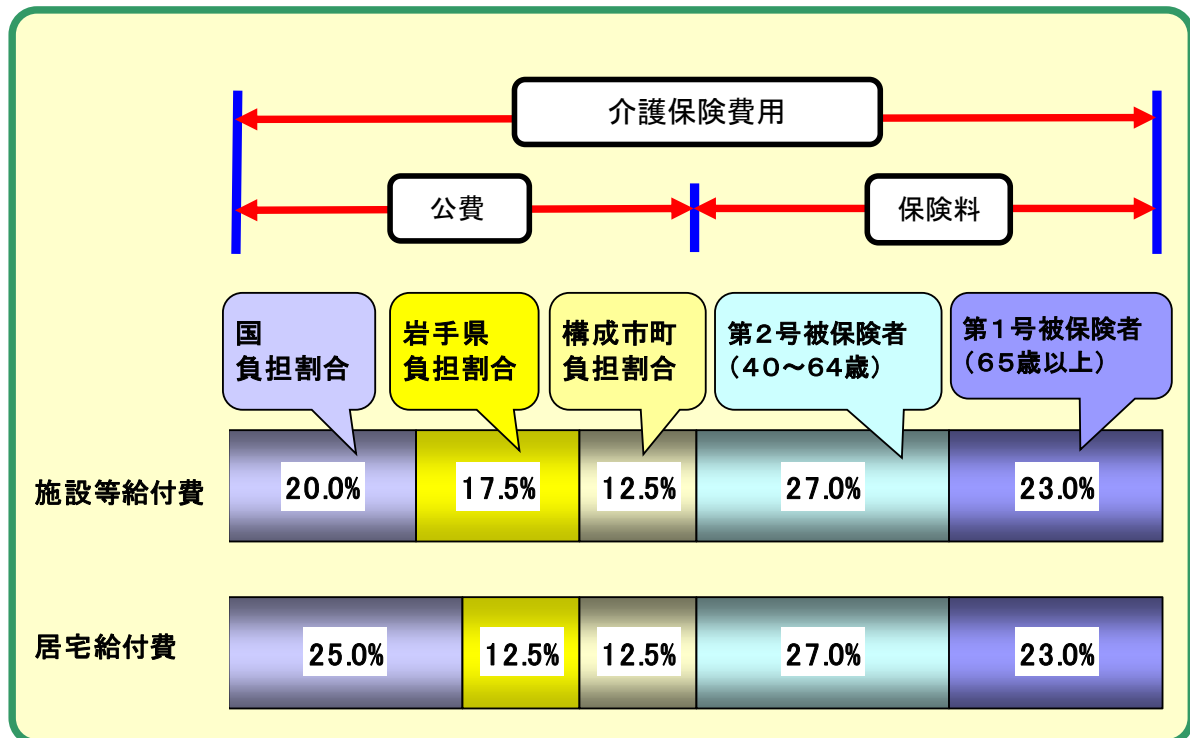
## 第5章 介護サービスの事業費及び介護保険料

### 1 第1号被保険者の保険料負担

#### (1) 第1号被保険者の介護保険給付費負担割合

介護給付費の負担は、公費 50%、保険料 50%が基本です。第1号被保険者の保険料は、図表 5-1-1 に示すように、総給付額の 23%の負担となります。その他の負担割合は、施設等給付費については、第2号被保険者が 27%、国が 20%、県が 17.5%、市町が 12.5%、居宅給付費については、第2号被保険者が 27%、国が 25%、県が 12.5%、市町が 12.5% となります。

図表5-1-1 介護給付の負担区分



※施設等給付費:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等

※居宅給付費:訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション等

## (2) 第1号被保険者の所得段階別保険料負担割合

第1号被保険者の保険料は、図表5-1-2に示しているように、所得段階に応じて負担割合が異なります。第7期介護保険事業計画における所得段階は、9段階区分となります。

図表5-1-2 所得段階別保険料負担割合

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人</li> <li>・生活保護を受けている人</li> <li>・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	0.50
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人</li> </ul>	0.75
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人</li> </ul>	0.75
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	0.90
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる第4段階以外の人</li> </ul>	1.00
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人</li> </ul>	1.25
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人</li> </ul>	1.30
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</li> </ul>	1.50
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人</li> </ul>	1.70

(3) 第1号被保険者の所得段階別見込み

第1号被保険者の所得段階別見込みは、以下の通りです。

図表5-1-3 所得段階別見込み

所得段階	所得段階別加入者数			合計	割合	基準額に 対する割合
	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度			
第1段階	3,574人	3,585人	3,581人	10,740人	20.0%	0.50
第2段階	1,929人	1,935人	1,932人	5,796人	10.8%	0.75
第3段階	1,394人	1,398人	1,396人	4,188人	7.8%	0.75
第4段階	3,183人	3,192人	3,188人	9,563人	17.8%	0.90
第5段階	3,069人	3,078人	3,074人	9,221人	17.1%	1.00
第6段階	2,274人	2,281人	2,278人	6,833人	12.7%	1.25
第7段階	1,366人	1,370人	1,369人	4,105人	7.6%	1.30
第8段階	526人	528人	527人	1,581人	2.9%	1.50
第9段階	594人	596人	595人	1,785人	3.3%	1.70
総合計	17,909人	17,963人	17,940人	53,812人	100%	
※補正後	16,630人	16,681人	16,659人	49,969人		

※補正後: 保険料算出時に使用する「弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数」

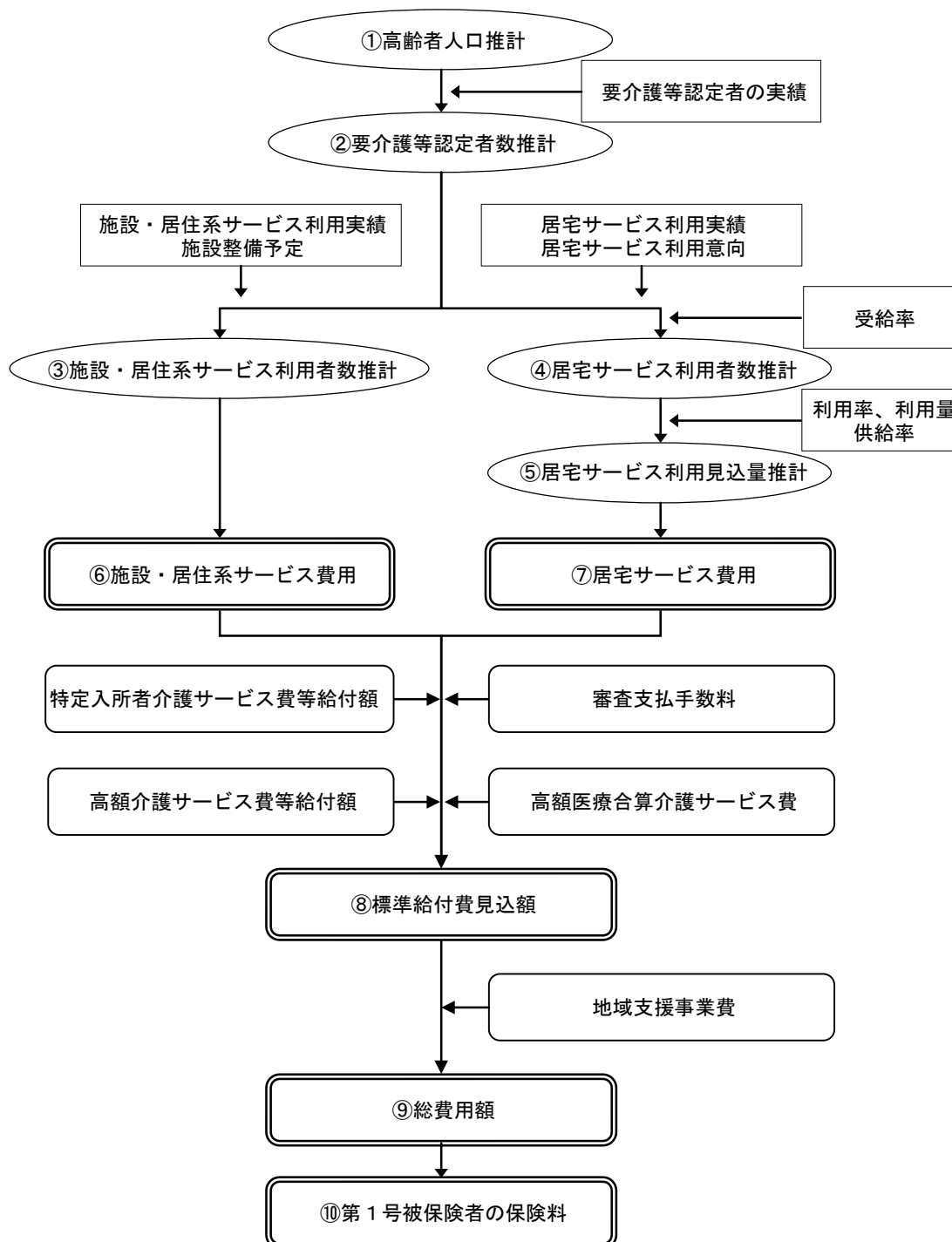


## 2 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

### (1) 第1号被保険者の保険料算出方法

平成30年度から32年度までの各年度における介護保険サービスごとの標準給付費見込額及び地域援事業費等を計算し、これをもとに第1号被保険者の保険料を算出します。

図表5-2-1 保険料算出フロー



## (2) 介護保険サービスの事業費

計画期間である平成30年度から32年度の事業費の見込みについて、要支援認定者対象の介護予防給付、要介護認定者対象の介護給付の見込みは以下の通りです。

### ①介護予防給付費見込額

図表5-2-2 介護予防給付見込額(要支援1、要支援2)

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 介護予防サービス	78,355	78,842	78,546	235,743
① 介護予防訪問入浴介護	377	377	377	1,131
② 介護予防訪問看護	538	539	539	1,616
③ 介護予防訪問リハビリテーション	5,594	5,596	5,596	16,786
④ 介護予防居宅療養管理指導	337	337	337	1,011
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	55,995	56,476	56,241	168,712
⑥ 介護予防短期入所生活介護	568	568	568	1,704
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	323	324	324	971
⑧ 介護予防短期入所療養介護(病院等)	618	618	618	1,854
⑨ 介護予防福祉用具貸与	4,193	4,193	4,132	12,518
⑩ 特定介護予防福祉用具購入費	1,303	1,303	1,303	3,909
⑪ 介護予防住宅改修	6,116	6,116	6,116	18,348
⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護	2,393	2,395	2,395	7,183
(2) 地域密着型介護予防サービス	6,549	6,552	6,552	19,653
① 介護予防認知症対応型通所介護	499	499	499	1,497
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	3,269	3,271	3,271	9,811
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	2,781	2,782	2,782	8,345
(3) 介護予防支援	8,944	8,948	8,948	26,840
予防給付費計(小計)→(I)	93,848	94,342	94,046	282,236

※各サービスの見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない個所があります。次ページにおいても同じ。

②介護給付費見込額

図表5-2-3 介護給付費見込額(要介護1～要介護5)

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 居宅サービス	1,604,711	1,640,860	1,666,735	4,912,306
① 訪問介護	191,823	196,819	198,212	586,854
② 訪問入浴介護	12,116	13,461	13,461	39,038
③ 訪問看護	21,920	22,610	22,610	67,140
④ 訪問リハビリテーション	23,588	23,598	23,598	70,784
⑤ 居宅療養管理指導	4,545	4,547	4,547	13,639
⑥ 通所介護	504,638	511,296	515,995	1,531,929
⑦ 通所リハビリテーション	398,333	406,638	411,974	1,216,945
⑧ 短期入所生活介護	238,246	250,739	264,290	753,275
⑨ 短期入所療養介護(老健)	28,692	28,705	28,705	86,102
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	22,796	22,806	22,806	68,408
⑪ 福祉用具貸与	76,548	78,147	79,043	233,738
⑫ 特定福祉用具購入費	4,198	4,198	4,198	12,594
⑬ 住宅改修	15,819	15,819	15,819	47,457
⑭ 特定施設入居者生活介護	61,449	61,477	61,477	184,403
(2) 地域密着型サービス	841,672	844,836	850,847	2,537,355
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	77,993	76,451	78,651	233,095
④ 小規模多機能型居宅介護	102,679	102,725	102,725	308,129
⑤ 認知症対応型共同生活介護	254,638	254,752	254,752	764,142
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	223,122	226,433	229,645	679,200
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	79,559	79,595	79,595	238,749
⑨ 地域密着型通所介護	103,681	104,880	105,479	314,040
(3) 介護保険施設サービス	2,881,347	2,925,158	3,012,019	8,818,524
① 介護老人福祉施設	1,246,946	1,253,390	1,268,316	3,768,652
② 介護老人保健施設	1,446,655	1,480,018	1,545,481	4,472,154
③ 介護医療院	0	0	0	0
④ 介護療養型医療施設	187,746	191,750	198,222	577,718
(4) 居宅介護支援	269,097	272,647	275,212	816,956
介護給付費計(小計)→(Ⅱ)	5,596,827	5,683,501	5,804,813	17,085,141
総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	5,690,675	5,777,843	5,898,859	17,367,377

(3) 第1号被保険者の介護保険料

当組合の平成30年度から32年度までの3年間の標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額は、総額約200億円と見込まれます。これに、調整交付金見込額、介護給付費準備基金積立金取崩額等により、保険料収納必要額を算出し、第1号被保険者の介護保険料基準額を求めます。

①標準給付費見込額

図表5-2-4 標準給付費見込額

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
A 総給付費	5,690,675	5,777,843	5,898,859	17,367,377
B 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,171	1,787	1,812	
C 消費税率等の見直しを勘案した影響額		69,334	141,573	
D 総給付費(一定以上所得者負担の調整後) (A)-(B)+(C)	5,689,504	5,845,390	6,038,620	17,573,514
E 特定入所者介護サービス費等給付額	395,774	407,520	419,614	1,222,908
F 高額介護サービス費等給付額	163,773	172,711	182,137	518,621
G 高額医療合算介護サービス費等給付額	20,000	20,000	20,000	60,000
H 算定対象審査支払手数料	7,590	8,598	9,741	25,929
I 標準給付費見込額(D+E+F+G+H)	6,276,641	6,454,219	6,670,111	19,400,971

※各見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない個所があります。  
以下次表以降においても同じ。

②地域支援事業費

図表5-2-5 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
J 地域支援事業費(K+L)	209,978	214,202	220,883	645,063
K 介護予防・日常生活支援総合事業費	141,775	145,629	152,053	439,457
L 包括的支援事業・任意事業費	68,203	68,573	68,830	205,606

- ③標準給付費見込額と地域支援事業費の合計分の第1号被保険者負担分相当額及び標準給付費見込額分の調整交付金合計相当額  
 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計のうち第1号被保険者の負担分（23％）と、標準給付費見込額の調整交付金（5％）の合計額を算定します。

図表5-2-6 第1号被保険者負担分及び調整交付金合計相当額 (単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
M 標準給付費見込額と地域支援事業費の合計 (I+J)	6,486,619	6,668,421	6,890,994	20,046,034
N 第1号被保険者負担割合	× 23% =			
O 標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計 (I+K)	6,418,416	6,599,848	6,822,164	19,840,428
P 調整交付金割合	× 5% =			
Q 第1号被保険者負担分相当額 (M×N)	1,491,922	1,533,737	1,584,929	4,610,588
R 調整交付金相当額 ((O×P)	320,921	329,992	341,108	992,021
S 第1号被保険者負担分と調整交付金合計相当額 (Q+R)	1,812,843	1,863,729	1,926,037	5,602,609

④調整交付金見込額

介護保険財源のうち、調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全市町村の給付費の5％が国から交付されるものであり、第1号被保険者の後期高齢者割合及び所得状況の格差を調整して、調整交付金見込交付割合が定められます。

当組合においては、後期高齢者比率が高く、所得水準が低いことから、調整交付金見込交付割合は以下の表の各年度の通り見込みます。

図表5-2-7 調整交付金見込額 (単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
O 標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計 (I+K)	6,418,416	6,599,848	6,822,164	19,840,428
T 調整交付金見込交付割合	× 9.18% =	× 8.87% =	× 8.56% =	
U 調整交付金見込額 (O×T)	589,211	585,407	583,977	1,758,595



⑤財政安定化基金拠出金・償還金

市町村において給付費等財源不足となった際、都道府県が設置する財政安定化基金から、資金の貸付を受けることができます。

財政安定化基金の財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担します。市町村が負担する財政安定化基金拠出金は、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に拠出率を乗じた額となりますが、今回の算定では財政安定化基金拠出金はありません。

また、財政安定化基金償還金もありません。

図表5-2-8 財政安定化基金拠出金・償還金

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
M 標準給付費見込額と地域支援事業費の合計	6,486,619	6,668,421	6,890,994	20,046,034
V 財政安定化基金の拠出率	×0.0%=			
W 財政安定化基金拠出金見込額(L×U)	0	0	0	0
X 財政安定化基金償還金	0	0	0	0

⑥介護給付費準備基金取崩額

市町村において計画期間内で給付費等財源不足となった際、介護給付費準備基金を取崩し財源に充てることができます。

第7期計画の中では、介護給付費準備基金積立金より2億円を取崩し、財源に充てます。

図表5-2-9 介護給付費準備基金積立金取崩額

(単位：千円)

Y 介護給付費準備基金積立金取崩額	200,000
-------------------	---------

⑦第1号被保険者保険料収納必要額

第1号被保険者負担分及び調整交付金合計相当額から調整交付金見込額と介護給付費準備基金積立金取崩額を引き、財政安定化基金拠出金を加えたものが、第1号被保険者保険料の収納必要額になります。

図表5-2-10 第1号被保険者保険料収納必要額（単位：千円）

	合計
S 第1号被保険者負担分と調整交付金合計相当額	5,602,609
U 調整交付金見込額	1,758,595
W 財政安定化基金拠出金見込額	0
Y 介護給付費準備基金取崩額	200,000
X 財政安定化基金償還金	0
Z 保険料収納必要額(S-U+W-Y+X)	3,644,014

⑧第1号被保険者の保険料基準月額

第1号被保険者の平成30年度から32年度の保険料基準月額は、第1号被保険者に対する保険料賦課総額について、滞納による収納額の低下を考慮し、収納必要額を予定保険料収納率で除して保険料総額を算出します。保険料基準額は、その結果の保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除し、月額に換算して算出します。

図表5-2-11 第1号被保険者の保険料基準月額

Z 3年間の保険料収納必要額(千円)	3,644,014
(ア) 予定保険料収納率	99.2%
(イ) 所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	49,969
(ウ) 年→月換算	12
保険料基準月額(円) (Z÷(ア)÷(イ)÷(ウ))	<b>6,126</b>

当組合の平成30年度から32年度までの3年間の介護保険サービス給付額の見込額から算出した、平成30年度から32年度までの介護保険料基準月額は、6,126円となります。

◎所得段階別保険料年額

第1号被保険者の所得段階別保険料年額は、図表5-2-13のとおりとなります。

図表5-2-12 所得段階別保険料年額の計算

<p>※所得段階別保険料年額</p> <p>= 保険料基準月額 6,126円 × 基準額に対する割合 × 12月</p>
--------------------------------------------------------------

図表5-2-13 所得段階別保険料年額(平成30~32年度)

所得段階	基準額		基準額に 対する割合		所得段階毎の 保険料月額 (円未満四捨五入)		所得段階毎の 保険料年額 (百円未満四捨五入)
第1段階	6,126円	×	0.50	=	3,063円	×	36,800円
第2段階		×	0.75	=	4,595円	×	55,100円
第3段階		×	0.75	=	4,595円	×	55,100円
第4段階		×	0.90	=	5,513円	×	66,200円
第5段階		×	1.00	=	6,126円	×	73,500円
第6段階		×	1.25	=	7,658円	×	91,900円
第7段階		×	1.30	=	7,964円	×	95,600円
第8段階		×	1.50	=	9,189円	×	110,300円
第9段階		×	1.70	=	10,414円	×	125,000円

※所得段階別の対象は、108ページ図表5-1-2を参照ください。

上記保険料年額は、盛岡北部行政事務組合介護保険条例(平成12年盛岡北部行政事務組合条例第3号)で規定されています。